

御所役人に働きかける女スベ  
 大名の御役騒ぎ  
 気の毒な俊約政治家の末路  
 玉川上水の権  
 大戸御使

かたのでもないが、多少怪しいと睨みはして、お勢  
 直柄だけに、参見に手が付けられない。殊に去年十月  
 二十四日に御旗立が、後様前天皇は新しく御遊盃  
 になった仙洞御所へお移りになり、新帝(後醍醐天皇)は  
 幕府の名代をばしめ、諸大名からの慶賀を受けさせられ  
 る。引き続いて御即位の御式も挙げさせられる。途中の  
 賑い、事の紛れに一年を過し、安永元年になってしまっ  
 た。

四の町奉行大田權麿守は、安永元年九月、小普請奉行  
 に転任し、跡役の長谷川權守はおずか十個月勤めて、  
 二年六月に病死した。そこで七月になって山村信濃守が  
 就任し、二年間に三人も替った。東は酒井波守が明和  
 七年の六月から勤役していたが、安永三年三月に死去し  
 たので、赤井越前守が跡役にになった。こういうわけで、  
 西の町奉行大田權麿守は、先任故参で早く勤続したよう  
 でも、足掻け四年にしかならぬ。西の方は、藩の腰まる  
 腰がないと形容するべきほどに、懸懸に替った。何分お  
 奉行の尻が著る付かない。  
 山村信濃守は名を良田よしのといて、信州木曾御殿所預  
 交代留倉山村喜兵衛の分家で三目石、早く御小姓になり  
 が残ってゆくのであった。それには而町奉行が心付かな  
 な眺めはない。事もなげにみえる中に、禁裏役人の私曲  
 町々のありさま、物難かな土地だけに、景色も忙しそ  
 うもなく年も暮れて、明和八年、悠暢な京の春、穏かな  
 たのですから、勢い手が回らないわけにもなりません。間  
 では二人で負担する京都町奉行を、一人で引き受けてい  
 る。公訴訟を取り扱って常體に復しましたが、それま  
 で、月替も勤めるようになった。これで東西両町奉行と  
 太田は昨年しんねんから仙洞御所御遊御見を承って、二年越し  
 御所役人になり、その方が御用済みになったの  
 明和七年、京都の町奉行は、東が酒井丹波守にんぱ、西が  
 大田權麿守たいた、東が酒井丹波守にんぱ、西が大田權麿守たいた、  
 御所役人に働きかける女スベ

山村信濃守の榮達

る所にて御役の第四也、  
 山城、大和、近江、丹波の四ヶ国は、京都町奉行の支配にて、公家領、諸大名領、寺社領たり共、大となく小となく、皆当座の取扱い所に第五の御役也。  
 褒家、宣方、善華の御方、堂上方共、都て御行跡其外何にとらず、所前代の御目止める人事なれば、町奉行も平日其品を問合せ、所前代へ申す、乞請ひ方本は伝表を以て所前代へ申す、所前代より町奉行へ調へ仰付けらる、町奉行其品を申し尋ねて、其善悪を所前代へ告ぐ故、褒家たりとも町奉行をかくしむること能はず、おつから威勢は遠國諸奉行の上になつて、高位置官の人も恐れをなすの御役なれば、常に其身を察し、政務の正副を専らすること肝要にして、則三十三ヶ国の手本なる褒、御役の所に、上方御代官を支配する事、御役の第一なり。  
 こう京都町奉行の職務善悪は伝えられていた。善悪御目見、前々よりも御支出が多かつた。その後は幕府から何れの沙汰をも加えなかつた。實際上々に入用があるならば、幕府の沙汰の限外であるが、果して上々の御用益が増したのか否か、御用益は増加したらしくはないが、御不足の場合には、お取替えて増損されてゆく、それに

は、おとて申さる。  
 京都町奉行が、善悪役人の私曲増長を極しく眺めたか、三四年も手をつけずにいたのを、山村信濃守に機密を授けて、いよいよ善悪の内罪惡を詰起しようとするのだ。従手が出せなかつたのは、御轉柄が富屋にあって、そこで事務を扱ひ、役人は全部公家件であるから、町奉行所風の争力、同心では、手が付けられない。手先や自明しといった者の悪いようがないのだから、証拠を握る方法がない。ましていかなる方面にかゝる關係を持った犯罪なのが知れないから、玉繩に懸き出せば、町奉行などは、善作もなく抛り出されてしまふ。のみならず、公卿から幕府へ難題を持ち出される節理にもなる。もしそうなれば、町奉行一分の失錯ころの語ではなくなる。こつちう慮があるもので、事件に対して逡巡するようにはかりなつていたので。

を及す儀、御役の第二也。  
 所前代御參府(言官きのこと)の節は、御朱印を預り奉り、且御教書も護持奉り、落中事あらば、諸大名を召き集めて、善理を守護す、是御役の所詮にて、御治世に於いては、善悪御所方御時等の善、平日町奉行の司る所にて、御物入の増取返委敷致す、是御役の第三なり。  
 五畿内の寺社御朱印を擔持す、六ヶ寺奉行兼持し、禮會門跡たり共、皆町奉行の下知を聞へ、是担任とす

京都町奉行の出村信濃守が赴任の際に、善悪役人検査の任命を受けたのは、決して特別な任務ではなく、善は当役としての本職なのであった。京都町奉行の職掌の要要は、おとて申さる。  
 善悪御所々の善悪、所前代の御下知を以て勤む、所前代參府の時、是に當つて相勤る善、御役の第一也、抑、所前代の御役義は、善理守護におよび、西國三十三ヶ国の善惡難題の取扱也、此下に随々御例なれば、西國一掃りの善に堪はり、万端米菽の豊凶等の憂も心

京都町奉行の職掌



御所役人の私腹は、生麿の末からことで、最初は銀萬石と纏ったこととせよ、ようやく十匁を二十匁、二匁を三匁と目立たぬように、諸貴物の諸取書へ金ずるであつた。諸取書の書き方が入難改竄するに都合のよいのがあつたので、手加減したのであつた。それは金高が少かつたからであらう。御代官や町奉行の眼に付かなかつた。泥坊役人等は、久しく入難改竄が知れないので、だんだん胆が太くなり、先年來は増長して入難が甚しくなり、各額に金銀を御代官から受け取り、一同に配当している。今年因幡樂師の御戸帳を御管理になつた時、飯室左衛門大尉は、自分の金ずり御代官に大金を出したと聞いただけ、密々に京都へ参行し、山村信盛守は直に御代官を起し、手付の者をひそかにを言ひ立てて生家へ送り、急いで離脱してしまつた。

信盛守へ委細を尋る一方、任務を果した娘安兵衛、病氣を言ひ立てて生家へ送り、急いで離脱してしまつた。

山村信盛守は直に御代官を起し、手付の者をひそかに一切外聞との交通を絶つた。町奉行へは時を参り、三

御用、出世が目先にならな思つたのに、知れさせん、分りませんで、江戸へ帰れない。切腹に、今、才走つた清太夫、立身出世のほかには何にもないような男でも、温い血の通う人間に相違ないだけに、ちもき言しげに、暗き暗き一衆を働めた。

清太夫の故郷因幡の権業に、妻兼中井大郎が、この方太郎に当半二十歳になる娘、美人でも有り情なものであつた。その頃にしては、嫁期を達して、言ひ分らない女なのに、だまか縁起い、その縁起いをも破して、半金金を多く付け、御所役人へ嫁にやる。公家の諸子夫などという事申は、江戸の御家人と貧乏は御所様だ、根性の醜態でないこと比較にならない、女房儀いはほとんど常習になつて、田舎の物持から来る半笑は大喜び、彼等が咽喉を鳴らす代物だ。清太夫は嫁に、伯父一期の浮世、中井一家の奥座、そこは大切な隠密御用の次第を、妾細に申し含めて嫁付ける。これは女探偵の嫁入り、妻になつて伯父の悪事を隠す人は人を破毀する運動だ。差し当つて伯父が姪女を養育するのだ、当人が不便なばかりではない、決して許さずき筋ではないが、殊に上御一人を掠め

皇廷の風俗御盗

孝之滯天の罪惡は、これよりほかに対治する方途がもうない。信盛守も清太夫も、ともに幕府の家来だ。清太夫が骨肉の情を忍んで、姪女を養つて置置をしたのに、信盛守が御患節と知りながら、人倫を破毀する所行を許したという非難を恐れて、隠匿するいわれない。我も清太夫も、外となつて、罪命を請ひ、武士の意地を立てて、養育に濟んで、上御一人の御為にたならぬ好那の者とも取らぬと、とやかく決心した。そこで、スハイの嫁入りによつて、捜索を遂行する打金方瑞を済まし、信盛守は妾細を所代士井大郎頭へ上申し、江戸から来ている隠密御用の面々を、掃蕩させることにし

中井清太夫は隠密御用の面々とともに、五十三次の御懸念なく江戸に帰り、安永三年の若春を迎えた。女スハイは清太夫が遺棄する間もなく、養育所、養育御所、役人の妻になつた。それから半年、涼し風の神を吹く頃、其の娘から江戸の伯父兼の文通、機嫌な御女は清太夫に快心の眉を開かせた。

井三郎助、島田八郎左衛門の風取手代を召喚し、御戸帳を調度せよ。手代どもは、銀一匁二匁なら、はいつても調遣いたします、と答えた。よつて御代官小頼義馬を招いて、御所役人から提出した因幡樂師御戸帳諸取書を調べる。代銀十二匁二匁とある。それという問に、御戸帳を調達した町人某を召し捕り、その申し口によれば、代銀二匁二匁で引き交けたいし、その理りの諸取書を、お役人中お認めなされ、調印したに相違なく、全く二匁二匁の諸取書へ調印したと覚えはなうといふ。そこでこの疑獄御代官に、諸取書を手付けたら、一匁二匁なら、はきつと出来ぬ手廻きであつた。二匁二匁で納入したことは、暴利を貪るに紛れもない、これに申し訳があるから尋問した。その答に、平日の侍儀は、時々の無心冬く、おとくに御代官に、若し上げなければ、御所へ、調達する職人、商人立を、言ひ立てて生家へ送り、急いで離脱してしまつた。山村信盛守は直に御代官を起し、手付の者をひそかに一切外聞との交通を絶つた。町奉行へは時を参り、三

の論文においては『随園叢書』の表記を用いているが、本書では、雑誌和田及び『江戸の珍物』所収の表題の『随園叢書』のままでした。

『随園大助』は短篇であるが、これは、書き惜しんだのであろう。

『田井半七』は、半蔵の研究と使われてゆく一因となる内容であるが、火災時に凶徒を放ったこととあって、縁に知えたのである。

『深見十左衛門』は『俵巻の語』の中で、長次衛と名を列ねている人物である。

『大口屋治兵衛』は社説であり、また睡神という名を馳せた人物であり、助不とも誤理することがあり、長無にして、注意を喚び引いた人物であった。

『大久保彦左衛門』は、『看屋大助』の最終の言によつて、ここに収めた。芝居・雑談にとりあげられた語類の吟味ともいふべき内容で、大助を明かすまでには至らなかった。

朝倉治彦

史 210.6  
145  
5

三田村篤魚全集 第五卷

昭和五十一年六月十五日印刷

昭和五十一年六月二十五日発行

著者 三田村篤魚

発行者 高梨 茂

印刷者 小林 清

発行所 中央公論社

東京都中央区東橋下

電話(五六一)五五二

郵便番号 一三四

〒一〇七六 麹町区